

会議録

会議の名称	令和6年度第4回朝霞市都市計画審議会	
開催日時	令和7年2月20日（木）午後3時00分から午後4時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>委員10名（代理出席1名） 須永会長、前田委員、小川委員、村上委員（山口代理）、兼本委員、田原委員、外山委員、駒牧委員、田辺委員、高橋（邦）委員、寺川委員</p> <p>事務局15名 松岡都市建設部長、村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長、塩味都市建設部次長兼開発建築課長、深澤道路整備課長、持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐、松下みどり公園課長補佐、中村道路整備課長補佐、濱野まちづくり推進課都市計画係長、四方田まちづくり推進課区画整理係長、宇野みどり公園課みどり公園係主査、野島道路整備課用地係主査、福崎まちづくり推進課区画整理係主任、菊地みどり公園課みどり公園係主任、米満まちづくり推進課都市計画係主事、大里まちづくり推進課都市計画係主事</p> <p>欠席委員4名 高橋（隆）委員、松村委員、大橋委員、村上委員</p>	
議題	<p>1 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 あずま南地区地区計画の変更について <p>2 その他（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項第1号 公共交通の最近の動きについて ・報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告） ・報告事項第3号 みどりの基本計画の改定について（経過報告） 	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度第4回朝霞市都市計画審議会 次第 ・議案第1号 あずま南地区地区計画の変更について ・報告事項第1号 公共交通の最近の動きについて ・報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告） ・報告事項第3号 みどりの基本計画の改定について（経過報告） ・「みどりの基本計画策定に向けたワークショップ」ちらし 	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月

	会議録の確認方法 委員全員による確認
傍聴者の数	0人
その他の必要事項	なし

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

皆様、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第4回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議事録作成のため、発言の際には、マイクをオンにしてから御発言いただきますよう、よろしくお祈いします。

出席委員でございますが、総数14人中10人でございますので、共に朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、村上委員、大橋委員、松村委員、農業委員会会長高橋委員におかれましては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前に頂いており、朝霞警察署交通課長の村上委員の代理で山口様に代理出席いただいておりますので、御報告させていただきます。

なお、代理出席者につきましては、審議会の定足数に含めない、議決権を付与しないことを要綱で定めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、本日は、都市計画マスタープランの策定についての議題を扱わないため、臨時委員の方々には御参加いただいております。

それでは、審議会の開催に当たりまして、都市建設部長松岡から御挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・松岡都市建設部長

皆さんこんにちは。都市建設部長の松岡でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、合わせて、都市計画行政に日頃より御理解、御協力を賜りますことを重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、本日の審議会ですが、議案が1件と報告事項が3件でございます。

議案第1号は、「あずま南地区地区計画の変更について」、御審議をいただくものでございます。

報告事項につきましては、「公共交通の最近の動きについて」「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」また、「みどりの基本計画の改定について（経過報告）」、以上の3件について

て、御報告をさせていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と議事の円滑な進行に御協力を賜りまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされております。

つきましては、審議会の進行を須永会長にお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいいたします。

○須永会長

はい。では、進めてまいりたいと思っております。

皆さん、改めましてこんにちは。寒いところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日も実りのある議論をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、審議に先立ちまして、本日の会議資料の確認を事務局の方からお願いいいたします。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

本日の会議資料について確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、審議会の次第1枚。

議案資料といたしまして、「議案第1号 あずま南地区地区計画の変更について」「報告事項第1号 公共交通の最近の動きについて」「報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」「報告事項第3号 みどりの基本計画の改定について（経過報告）」。

また、本日の審議会では使用いたしません、お手元にお配りいたしました資料として、第3回都市計画審議会会議録の確定版、第5回都市計画審議会の開催通知、前回の都市計画審議会に扱った「報告事項第2号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について」の参考資料。みどりの基本計画策定に向けたワークショップのチラシ。

資料をメールでお送りしている委員の皆様につきましては、本日の午前中にチラシ以外の資料をお送りいたしましたので、御確認いただければと思っております。

資料は、全ておそろいでしょうか。

確認は、以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして会議の方を進めてまいりたいと思っております。

本日の議案は1点。議案第1号「あずま南地区地区計画の変更について」でございます。

◎3 議題 議案第1号 あずま南地区地区計画の変更について

○須永会長

それでは、議案第1号「あずま南地区地区計画の変更について」、事務局から御説明をお願いいたします。

福崎主任、お願いします。

○事務局・福崎まちづくり推進課区画整理係主任

区画整理係の福崎です。

議案第1号「あずま南地区地区計画の変更について」、御説明させていただきます。

本地区計画の変更内容につきましては、12月23日の都市計画審議会において、同じ資料を基に報告事項として皆様に御説明させていただきました。その後、2月6日に都市計画法第17条による案の縦覧が完了し、閲覧者はおらず、反対等の意見書も提出されなかったため、正式に都市計画決定するに当たり、皆様にお諮りするものです。

まず最初に改めましてあずま南地区について、簡潔に御説明させていただきます。

資料①を御覧ください。

あずま南地区は、北側に朝霞第九小学校、西側にはカインズが隣接しており、東側には国道254号バイパスがございます。こちらの場所で、現在、あずま南地区土地区画整理事業が、組合施行にて進められております。こちらは、住民主導の区画整理にはなりますが、住民と市が連携しながらきめ細かなまちづくりを進めていくため、市が地区計画を定め、地区の目指すべき将来像を設定しています。

地区計画の内容には、地区計画の目標、土地利用の方針、地区整備計画などがあります。地区整備計画では、道路や公園、緩衝緑地、建築物に関する事項などを定めており、今回変更するのが、資料①の黄色で色付けされた部分になります。資料②及び資料③の計画書にも、変更箇所が黄色で色付けされておりますが、これらの変更について図面に落としたものが、資料④、A3の新旧対照表となります。こちらの新旧対照表を御覧いただきながら、変更箇所について御説明させていただきます。

右側の「旧」、古い方の計画図を御覧いただくと、ちょうど地区の真ん中の部分に縦型の口の字に配置された区画道路第6号があります。こちらを左の「新」、新しい方の計画図のように横長の口の字の区画道路に変更いたします。これは、南西側の道路、市道6号線が、九小の通学路となっており、交通環境の更なる安全性の確保という理由での変更となります。

道路配置につきましては、現在の地区計画では、交差点間隔が狭い点と市道6号線までの直線距離が長いことから、車両がスピードを出して通学路に進入する可能性がある点を考慮し、案のよう

に再設定し、より安全性に配慮したものです。

また、区画道路を変更することで、緩衝緑地の面積が減少することになりましたので、全体的に見直しを行い、図面右側のA地区の南側にある緩衝緑地帯、こちらを5メートルから10メートルに増やし、また、地区中央にございます区画道路4号線の左側、歩道側において、新たに5メートルの緩衝緑地を設定いたします。よって、緩衝緑地全体の面積が、変更前より220平方メートルの増となります。このことにより、より周辺環境との調和に配慮を行うものです。

次に、「A地区」と「B地区」の区分の変更について、御説明いたします。

そもそもA地区、B地区の違いとは、土地利用の方針が、A地区は、大規模な物流関連施設等の立地、こちらを主体とした土地利用を図る地区とし、B地区を既存の施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用を図る地区となります。

新しい「新」と書いてある方の図面で、A地区の欠けているように見える部分につきましては、区画整理の申出換地という、地権者が自らの土地をどこに配置するかを要望することができるという区画整理の手法によって、最終的にA地区内にB地区の地権者の土地が入り込む形で調整が付いたため、変更するものです。

また、拡大図が右下に付いている部分につきましては、試験的に掘削した際に、越戸川に接続する既存の雨水管が出てきたことから、公共用地として管理するため、道路付帯地に変更するものです。

ここで1点、前回の報告事項から訂正した点がございますので、御説明いたします。恐れ入りますが、資料5を飛ばしていただいて、資料6を御覧ください。

こちら先ほどの図面と同じく、左側が「新」、右側側が「旧」の図面となっております。

右側の「旧」の図面の拡大図を御覧いただくと、A地区及びB地区を分ける地区区分線、黒の点線の部分が道路を横断しておりません。図面上の軽微な訂正にはなりますが、A地区及びB地区を明確に分けるため、左側の「新」の図面のとおりに、道路を横断するように訂正いたしました。

こちらは、都市計画法第17条の縦覧期間中に訂正したため、縦覧期間を延長する告示を改めて行い、2週間縦覧いたしました。

以上が、今回の主な変更内容になります。

恐れ入りますが、1ページ戻りまして、資料⑤「地区計画変更スケジュール」を御覧ください。

今現在、1月から2月にかけて実施した都市計画法第17条による縦覧が終了しましたので、今回の都市計画審議会でご審議いただき、3月頃に地区計画の都市計画決定といったスケジュールで考えております。

最後になりますが、前回の都市計画審議会でご質問いただいた、あずま南地区に進出予定の大型

物流倉庫CREの面積について、前回は8.2ヘクタールと御回答させていただきましたが、正確には6.99ヘクタール、約7ヘクタールでしたので、この場を借りて訂正させていただきます。

説明は、以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ただいま、議案第1号の資料につきまして説明が終了しましたので、これより審議に入りたいと思います。

何かこの件につきまして、御意見ですとか御質問等はございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

一応、図面等は前回頂いて説明を受けているわけですが、資料⑤を見ながらお伺いしますけれども、都市計画法上のこういった縦覧期間だとかいわゆる閲覧、縦覧をした上で意見書等を出すというような、そういった決まったものはあるのですが、やはり、説明会的な形というものをちゃんと位置付けて、この期間のどこかに入れていくというような、そういうことというのは、これからの在り方として必要ではないかなと思うのですが、その点、何か少しでも前進していただけないものかなということ。

それに併せてお伺いしておきたいのですが、ここは近くに第九小学校があるということと、あとリードタウンが、その隣に大きなね。ここは住居系で出来上がって、もうかなり多くの方が住まわれているということと、それから、山側は根岸台3丁目の住民がお住まいになっているということで、この図面を、どの程度その地域の方たちが、今、周知できているのかなど。あるいは、要望等に関しても、もしかして後になって、こんなことができればよかったのにと話になってはいけないので、そういうことも含めて。

もう一つお伺いしたいのが、これは車のスピードのことも含めて、ちょっと改善を今回されたという話は伺っていましたが、いわゆる区画道路が、ここでできる予定のもの以外に、実際にはほかに道路ができる可能性が有るのか無いのか。その場合に、それがいわゆる公的に、一般の市民が通れるような道路というものも、この後もできる可能性が有るのか、無いのか。それとも、基本的にそれは私的な道路ですよということになるのか、その点も併せてお伺いしたいと。お願いします。

○須永会長

事務局の方、いかがでしょうか。

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今の御質問にお答えします。

まず1点目ですが、説明会のようなものということですが、今回の地区計画の変更に当たりましては、資料⑤のスケジュールの中で、11月に16条の縦覧というものを行っております。そのときに、今回の区画道路の変更を含めた内容を告示して意見の募集は行っておりますが、その期間中に、説明会という形で並行して行っておりますので、今後も、都市計画の手続の中で、その16条、17条とある、16条の早い段階でそういった説明会などを行って、より広く意見を聴けたらというふうに考えております。

二つ目の、第九小学校やリードタウン、根岸台の既存住民の方々への周知ですが、どの程度の方々か、この図面を見て知っていただいているかというのはですね、アンケート調査とかはしておりませんので、実際の数字は把握しておりませんが、やはり、説明会とか縦覧につきまして、広報、ホームページで周知をしておりますので、一定の方には周知が行き届いているのではないかと、いうふうには考えておりますが、こういった大きな計画につきましては、今後、周辺の住環境に影響が出るような場合は、その周知の仕方を、よりきめ細かくできるような手法というのは、考えていけたらと思っております。

三つ目の、今後これ以外で、新たな道ができる可能性はということですが、A地区の水色の部分につきましては、大型物流施設が来るとのことと、あと、基本的には最低の敷地面積というものも1万平方メートルということで、そういう制約があるので、新たな道路ができる可能性は低いと思いますが、B地区、黄色の方につきましては、最低敷地面積が500平方メートルなので、地権者が複数いる場合でも、例えば2,000平方メートルくらいのもまとまった土地に道路を1本入れて業務系の、今回住宅はないので業務系とか、そういう事業所系の新たな開発をやりたいといったときには、そういった新しい道路ができる可能性はゼロではないと思っております。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

特に、第九小学校の職員の方なり、PTA組織の方たちからの声というものを特別に聴取していただくということと、あと、ちょっと確認したいのですが、商業施設の場合だと、ちょっと忘れましたが規模的なもので、隣のカインズホームも規模を縮小した形で出したので、その周辺の道路の右折帯だとか何かの部分に関して、縮小したことによってそういった影響を最低限にするような

形を確かとったのではなかったかなど。過去にね。そういうふうにするのですが、この大規模な倉庫なり、そういった事業系のものが今回できることによる、周辺の道路環境に関して何か、昔のやつは大規模小売店舗立地法の絡みだったのかもしれないですが、今回のこの部分に関して、何か周辺の右折帯を作りなさいとか、大型トラックがかなり物流で通るだろうということも含めて、その点に関して。一応、隅切りもしてはいるけれども、それだけでいいのかどうかも含めて確認をしたいのですが。

○須永会長

いかがでしょうか。

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

一つ目の、第九小学校につきましては、既に事業の方が始まっておりますので、そういった中では、工事のお知らせとともに、この内容は、第九小学校の方にはお伝えしているということになります。

もう一点のカインズをやったときの商業施設の場合はですね、委員がおっしゃったように、大規模小売店舗立地法の関係で、周辺の道路環境につきましては、警察協議というものがありますので、そういった中で右折帯が必要だとかそういう議論はあったというふうに記憶しておりますが、今回の倉庫につきましては、このあずまの区画整理事業をやることで、地区計画で用途も物流倉庫というものができるところを前提に協議を進めておりました。その中で、周辺の道路環境をこういじってくださいとか、そういったことには今現在なっていない、そういう注文もなかったというところで、周辺の道路環境がこう変わるというのは、現時点ではないです。

ただし、今後、その物流施設がどのようなものに入るかによっては、この区画整理で行った協議とは別の協議で出てくる可能性はゼロではないというふうには考えております。

○須永会長

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、一旦、ほかの委員の方にまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

ほかの委員からは特段、御質問とか御意見ございませんでしょうか。

前田委員、お願いします。

○前田委員

今、田辺委員が言われたように、第九小学校とA地区との間の道路というのは、確かに今、トラックとか物流の車が多いわけですね。それで、第九小学校に入っていく交差点のところというのは、第九小学校の奥に、かなりいつも1分に1台ぐらいの大型車が、残土置き場のそういう施設が

あるわけですね。だから、カインズとA地区との間の道路を、例えば第九小学校の方に行くときに、実際に車がすごく激しくて渡れないんですね。だから、そういう意味で、本当に信号とか設けるか、今度A地区とB地区、その間の出るところに今信号を設けるとか、そういう方策があるのかどうかということ。また前に戻りますけれども、その第九小学校に入っていくところというのは、本当に車が、児童たちの危険性が多いということで、その辺の右折帯とかを設けられるのかどうかですね、そこら辺をちょっとお聴きしたいのですが。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局はいかがですか。

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今、御質問がありました第九小学校とカインズのところの交差点ですが、現時点では、警察の方からも、ここに右折帯が必要な交通需要があるとか、そういった御指摘もいただいていないので、現時点では作る予定はございません。ですが、今後、ここに物流施設ができ、交通状況が変わったときにですね、やはり地元の方とか第九小学校の方々とか、右折帯の設置要望等があったときに、この幅員の中で右折帯ができないようですと、やはり計画を定めて道路を拡幅したりしないと右折帯ができなくなると思いますが、交通需要、交通状況に合わせて、その時期にやっぱり考えていかなければならないとは思っております。

6号線の方に信号機、交差点が幾つかできるので、信号機の設置ということもあるのですが、今現在、押しボタン式の横断歩道の信号がございます。現在、やっぱり学校の方としても通学の関係でこれは残してほしいという話もありますので、ここが残った段階で、ほかの場所に、特にカインズと今回その南西側の角、ここが今は線形はずれておりますが、ここで区画整理によって線形が合ってきて、車のスピードも今とは違った状況になってくることが想定されますが、現時点では、やはりここに信号機を設置するという協議には至っておりませんので、このまま区画整理で出来上がって、根岸台の地区の学校の子供たちが横断歩道を渡って、今回できる区域内の広い歩道を歩いて第九小学校の方に向かっていく。そのときに、カインズの方に渡る需要がどれだけあるのかとか、そちらに渡らないと、第九小学校のところでは、今度歩道橋を渡れないので、そういったところの状況を見て、信号機がやっぱり必要になったときに要望を受けて、また警察の方をお願いしていくことになるのかなというふうには考えております。

○前田委員

ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

田辺委員。

○田辺委員

ちょっと言い忘れたことで確認したいんですけども、ちょっと私自身ちゃんと見てないんですが、広報あさかなり、一般的に縦覧期間だとかそういうものは全部一応載せていると思うのですが、一般的には非常に分かりにくい表現で、具体的に何の縦覧なのか、あるいはその説明なのかというものも含めて、都市計画法上の機械的な表現だと、一体何をやろうとしているのか全く分からないような表示だったかなと思うのですが、その点に関して改善されているのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○須永会長

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

確かに広報あさかは、紙面の都合上、そんなに大きくない枠ですね、この期間に都市計画法に基づく縦覧を行いますということで、今回につきましても、広報あさかは、ちょっと改善はされておられません。ただし、同時に掲載したホームページの方では、リンクを貼り付けて図面の方が見れるようになっております。

ですので、広報あさかの方に、スマホ携帯とかが使える方ではそのリンク、QRコードを貼って、少しでも情報が行き届くような工夫は、都市建設部としては、ここのところよくやる手法にはしております。ですが、限られた紙面の中で分かりやすい表現を使って、ちょっと今後、都市計画法の硬い表現を使わなければいけないところは使うのですが、できる限り分かりやすい表現にも努めていけたらというふうに考えております。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

駒牧委員、お願いします。

○駒牧委員

商業施設ができたときに、車の搬入が住宅の方にならないようにというようなことだったと思うのですが。今回の物流の施設ができたときに、今でもやっぱり住宅街の方の交通量がかなり多くなっていて、物流の車もそうなのですが、それに働きに来る車なんかも多くなってくると予想され、事故も結構起きているんですね、商業施設ができたことで。また大きなものができて、そういう出

入口の担保とかそういうことはされているのか、お伺いします。

○須永会長

四方田係長、お願いします。

○事務局・四方田まちづくり推進課区画整理係長

CREと通学路である南側の道路とカインズとの間の道路につきましては、大型の車両が出入りしないようにということで要望をいたしまして、そちらの方に御協力いただけるということで話は聴いております。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

では、駒牧委員、お願いします。

○駒牧委員

その出入りとか分かるのって、いつ頃になるのですか。

○須永会長

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

現在、区画整理とは別に、その場所にCREが倉庫を建てるというのは、建築物を建てる行為になりますので開発の手続条例に該当してきます。その開発手続条例の構想届、要は、まだ細かい設計をする前の構想届が既に出ておりますので、そちらの方は、ホームページで図面、配置図は閲覧は可能です。

その中で確認できる場所は、車の出入りにつきましては、第九小学校側の市道22号線と、今回、A地区とA地区、水色の部分で挟まれた区画道路第4号というところ、要は、カインズホームとは反対側の方ですね。そちらの方に出入口があるという図面になっておりまして、カインズ側に出入りする車、あと6号線、南側の方の道路に出る車の出入りというのは、図面上には出ておりませんので、車の出入りは、現時点ではないです。

ただ、詳しくは分からないのですが、構想届の図面ですと、歩行者の出入口は1か所あるような感じになっています。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋（邦）委員

私もこの辺りをたまに通るのですが、第九小学校に通っている子が、結構トラックだとか大型車が通っている横を歩いているんですね。今回、この倉庫ができたことによって、通学路とかその辺の影響が出ないのかなど。あの辺を見ていると、歩道があったとしてもガードレールがないとか、そういうことを考えると、やはり、交通量が増えたり、通学路がちょっと変わったりとか、そのときに信号も必要でしょうけど、ガードレールみたいなようなものが、少なくとも小学校の前の通りだけでも、そういうところも検討した方がいいのではないかなど、個人的には思います。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御意見に対して、いかがでしょうか。

深澤課長、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

御意見ありがとうございます。

当然、こうした状況を踏まえた上で、そういった御意見、当然、ここに関していろいろ歩行者の安全に関しまして御意見を頂いておりますので、再度確認した上で、おっしゃっていただいたように検討してみたいなどは思っております。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。大体よろしいですかね。

特に、これに加えての御意見などなければ、質疑はこれまでとさせていただきたいと思います。

本件、審議事項ですので、これより議案について採決をいたします。

議案第1号「あずま南地区地区計画の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

（異議なし、の声）

異議なしの御発声をいただいております。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第1号について、原案のとおり決しました。

以上で、議案第1号「あずま南地区地区計画の変更について」の審議を終了いたします。

◎4 その他 報告事項第1号 公共交通の最近の動きについて

○須永会長

続きまして、次第の4番目、その他（報告事項）として、3件の報告事項がございます。

それでは、事務局から報告事項第1号、「公共交通の最近の動きについて」、御説明をお願いいたします。

持田主幹、お願いします。

○事務局・持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐

報告事項第1号「公共交通の最近の動きについて」、御報告させていただきます。

内容が2点ほどございまして、まず1点目、公共交通空白地区への新たな公共交通の導入についてでございます。

昨年10月の第2回都市計画審議会において御報告させていただいた事項の、その後の動きとなります。この間、取組の方を進めておりました公共交通空白地区への新たな公共交通の導入について、2か所ございまして、根岸台7丁目地区につきましては、令和6年12月3日火曜日から、膝折町4丁目地区につきましては、令和6年12月2日月曜日から、運行する車両の方をハイエースとした、愛称の方「わくわくワゴン」として、有償による1年間の実証運行の方を開始しております。

この間の簡単な運行実績といたしまして、「ねぎし号」、こちらが根岸台7丁目付近から朝霞駅東口を結ぶルートで、1日当たり27便の運行、火、木、土の週3日の運行で、12月の乗車人数が合計で259人。1月の乗車人数が、合計で240人ございました。

「ひざおり号」につきましては、膝折町4丁目付近から北朝霞駅東口を結ぶルートとなっております、1日当たりが18便の運行、月、水、金の週3日運行で、12月の乗車人数が、合計で359人、1月の乗車人数が、合計で371人ございました。

この間、運行の方は大きなトラブルもなく、順調に行われているものと捉えてございます。

今後も、この取組は地域組織の方と協議をしつつ進めてきておりますので、運行実績等も注視しつつ、地域の皆様と協議を重ね、本格運行に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

2点目になります。東武東上線朝霞台駅のエレベーター設置工事についてでございます。

令和5年9月から東武鉄道において工事の方が進められている、朝霞台駅のエレベーター設置工事につきましては、令和7年度中の供用開始予定とされてございました。

こちらにつきまして、今回、東武鉄道から北口側の改札外エレベーター1基、改札内のエレベーター2基、エレベーター専用改札口及びバリアフリートイレについては、令和7年3月28日金曜日の初列車から、供用を開始する旨のプレスリリースの方がございました。

なお、南口側の改札外エレベーターにつきましては、引き続き工事の方が進められており、令和7年度中の工事の完成を予定しているとのことをございました。

市といたしましても、引き続き、工事の早期完成に向けて東武鉄道と必要な連携、協力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

報告事項1号につきましては、以上となります。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたが、聴いておきたいことなどあれば、お願いしたいと思えます。何かございますでしょうか。

先に、田辺委員から。

○田辺委員

それぞれの人数、12月と1月の御報告がありましたが、予定というか目標、表現を忘れましたが、率として収支率だったか何かその部分でいうと、どれぐらいの目標値で、それに対して十分であるのかないのかということでお伺いしておきたいのと。

ここでというあれもありますが、一応、今年の11月29日までのそれぞれの契約の金額から、相手がどこなのかということで、それだけお願いします。

○須永会長

持田主幹、お願いします。

○事務局・持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐

まず、導入の要件になります。こちら空白地区への取組については、導入のガイドラインの方を定めてございまして、こちらの方で最終的な本格運行に移行する場合の1年間の収支率につきましては、36%以上とされてございます。ただし、但し書きで、運行永続要件となる収支率、こちらの方は、導入地域の人口密度や人口等を加味して地域公共交通協議会で協議して決定するというふうになってございます。

現在の乗車数に関してですが、まず、「ねぎし号」につきましては、収支率を20%とした場合、これを達成するための1便当たりの乗車人数としては、1.14人となりますが、現状は12月が0.8、1月が0.74でございます。「ひざおり号」につきましては、収支率20%達成のための1便当たりの乗車人数が、1.71人。これに對しまして、12月の実績が1.66人、1月の実績が1.72人という結果となっております。

先ほど申し上げましたガイドラインの方から見ますと、ちょっとすいません、36%に対しては、数字の方を出していないのですが、そもそも実証運行を開始する際の収支率としては、20%

を一応想定して運行の方は始めてございますので、そこと比較して「ねぎし号」の方は、現在ちょっと厳しい状況であり、「ひざおり号」の方は、何とか見させているかなという状況とは捉えてございます。いずれにしても、更に乗っていただく必要があるというふうに考えておりますので、両方の、膝折も根岸も地域組織がございまして、そちらの方とは、例えば運行ルート、更に乗ってもらえるような運行ルートに一部変更するとか、周知の方法等について話し合いの方はもうさせてもらっているような状況でございます。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

金額がまだありますね。持田主幹、お願いいたします。

○事務局・持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐

今回、運行事業者の方は、朝霞交通の方になります。こちらの運行開始前に協定の方は締結させていただいております、運行経費に対して、実際の運賃を差し引いた残りの分に対して、1年後、翌年度に市の方で損失を補填するといったような形となっております。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

ただ、収支率20%を無視した場合ということで逆算すると、そうすると、いわゆる市の負担は80%ということだろうと思うんですね。市というか、補助金もあるのかどうか分かりませんが、一応公的な負担がその金額になるという意味合いですよね。その金額が、1年ではないにしても大体約1年で、どれくらいになるのかなというのはちょっと聴いておきたいなと思って、お伺いします。

○須永会長

ありがとうございます。

持田主幹、お願いいたします。

○事務局・持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐

2路線で、約1,900万円程度というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○田辺委員

それは、市の負担、それとも契約。

1,900万円というのが8割として、その2割分が収入として入っているという、そういう意

味でいいのかな。収入の縛り。この料金、利用料。

○須永会長

持田主幹、お願いいたします。

○事務局・持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐

1, 900万円の方が、市の方で補填する金額でございます。

以上でございます。

○須永会長

前田委員、お願いします。

○前田委員

田辺委員と同じ質問しようと思ったので、いろいろと収支とかそういった関係の質問は、今田辺委員が言ったので、分かりました。

○須永会長

ありがとうございます。

では、もう1回、田辺委員、お願いします。

○田辺委員

バスの方はいいのですが、東武鉄道の朝霞台駅の部分ですけれども、使っている人たちに情報がちゃんと伝わってなくて、一体いつまでこの工事が行われるのかということと、あと、駅舎の中の店舗は、全部閉店になってしまっているわけですが、それも一体どうなるのか、今後、どうなるのかということも、何のアナウンスもないんですね。そこら辺、これは東武の問題と言えば東武の問題でもあるのだけど、市も関わっていることなので、一体どうなるのかなと。

これは、先ほどの話で言うと、この新年度中、次の1年のうちには全て。エレベーター部分に関しての店舗は、ちょっとやれない、狭くなるかもしれないけれども、それ以外の部分に関しては、また元に戻りますよということなのか、そこら辺に関しても何のアナウンスもないので、もうちょっと情報がほしいなということも含めて、確認をしたいと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今、田辺委員のおっしゃられた内容というのは、恐らく、使われている方皆さんが思っていることではないかなというふうには思っておりますので、東武鉄道と協議の方は逐一やっておりますの

で、公表できる範囲で、例えば現地に掲示したり、そういった情報の発信の方法と周知の仕方と、あとは内容を含めて、こういう御意見が出ていますよと、皆さんそう思っていますよということで、ちょっとそういった面で東武鉄道の方に申入れ等をしていければと思います。

以上です。

○田辺委員

今のところ情報持っていないか。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

私、個人としても、打合せに全部参加しているわけではないのですが、報告を受けている内容では、今ある店舗が今閉まっています。今度、新しく改札がエレベーター用にできます。あと、バリアフリートイレですね。それ以外の部分のシャッターが開くというのは、現時点では伺っていません。

恐らく、このエレベーターというのは、駅舎を建て替えることが前提の仮設のエレベーター。ただ、それが多分、期間が長くなるので、仮設と言っても、使われている方にとっては常設に近いような形になるのですが。ただ、前提として駅舎が建て替わるまでの仮設とすると、閉まっているシャッターの部分をもたまたまたにお店を入れて開けるかということまで、実際、打合せでは聴いているのですが、現時点では、そういう見込みはありませんというところで伺っております。

以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがですか。

高橋委員、お願いします。

○高橋（邦）委員

根岸台7丁目周辺から朝霞駅の東口のバスの話なのですが、昔、私この辺に住んでいたのですが、距離感等よく分かっていますが、ここに時刻表がありますよね。時刻表の真ん中の「コートエスペランサ前行き」、これを見ていただくと、1便が朝霞の駅を9時に出て、終点のコートエスペランサ前、9時10分だけど、10分でこの距離を走れるのかなというのは、すごく、私の概念としてはないんですよ。見ていただくと分かると思いますが、「ね06」そこから2分で、終点の「ね10」まで行っているんですよね。しかも、「ね08」「ね09」「ね10」は同じ時間帯。時刻表として、これがあり得るのかなと思って。同じバス停が、三つ連続して横に置いてあるんだったらありますけど、この地図を見ていただくと、これだけ距離があるわけですよ。これだけの距離があるのに、同じ時間帯に時刻表が、1時間の単位で書いてある時刻表だったら分かりますけど、分単位で書いて

であるんだから、何かちょっとおかしくないかなと。

お願いします。

○須永会長

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

確かに、同じ時間に三つの停留所というのは、これを見る限りでは、確かにおかしい表現だなと、せめて、こう。ただ、裏に地図があると思うのですが、この三つの停留所は、特に児童遊園と町内会館前は、もう見える距離なんですよ。ただ、地元の人と地域組織とお話すると、やはり、ここ坂なんですよ、ずっと。なので、バス停はやはり近いところに置いてほしいといった中で、乗降するお客さんがいれば、これは絶対あり得ないと思います。乗り降りするのにやはり、時間は掛かりますので。ただ、一応想定では、そこにこの時間設定をするときに、バス停に1人乗ったと。また、次のバス停で1人乗ったという想定で時間設定はしているのですが、バス停の時刻表の表現の仕方が。かといって、これを1分ずつ刻んでしまうと、そのバス停で待っているようになっちゃうとかということもあり得ますので、交通協議会にも陸運支局の方もおりますので、ちょっとそういった方とも表現の仕方とか、お話ししたいなと思います。

今、ちょっと脇から話があるのですが、バス停の時刻表もそうなのですが、その時間には、その時間まで待っているのではなくて、その時間よりも先には出ませんという。だから、多分5分遅れてもそれは間違いないという、何かルールがあるようなので、そういったのも含めて、この表現の仕方、これで正しいのであれば、今の疑問に答えられるような補足の説明とかが必要なのかなと、今、御意見を聴いて思いましたので、一応そんなところで、御理解を。

○高橋（邦）委員

私は、この辺に20年くらい住んでいたんで、子供を散歩に連れて行ったり、公園に行ったり、よく知っているのですが、1分くらいは掛かりますよ、車で行ったって。という観点からして、これは、もう一度見直していただきたいなと。若しくは、これはきっと事業主の方から出たのか分かりませんが、どなたか一度車で走ってみて、これがやっぱり正しいですと言うんだったら、構いませんけど、乗る人が見たら、え、これ何分に、何時に着くのかなと不思議がりますよね。

是非、ちょっと一度、検証していただきたいなと思います。

○須永会長

関連して、前田委員、お願いします。

○前田委員

今、この時刻表を見て、役所の考え方として、やはり、早めに市民がそこで待っていてもらいた

いという気持ちだと思うんですね。それで、だから早めに停留所に来ていただいて、いてほしいと。それで例えば来たときに、すぐ動いてやれば、要するに交通渋滞にも、交通渋滞、止まっていればやはり後ろから来る車が危ない危険性がありますよね。だから、乗ってすぐ動けるような状態で考えているのかなと、市の方はね。だから、早めに市民が来て、車に乗ってすぐスタートできる状態だったら、こういう考えもあるのかなというふうに、私は理解しているんですけど。

○須永会長

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今のお二人の御意見を踏まえて、もちろん検証したり、実際、私も車、この時刻表を作る前には乗って時間を見ながら、それで一応事業者、運行事業者の方とやりながら、陸運支局の方に申請を出して通ったものですから、間違いはないという認識はしていますが、今のお話もあるので、今一度、ちょっと検証してみたいと思います。

○須永会長

高橋委員、お願いします。

○高橋（邦）委員

もう一つですね、今のお話を聴いて、逆コースで行った場合に、例えば上の「朝霞駅東口行き」の「ね10」から「ね08」は、8時30分、8時30分、8時31分。ここは、1分掛かっているわけです。下の方だと同じ時間帯になる。これは、「ね10」から「ね08」に行くのは、下り坂です。下り坂で1分余計にかかっている、残りの方で同じ時間帯というのは、先ほどの御説明からすると何かちょっとおかしいなと思いますけれども、そういうのも含めて、もう一度検証をお願いします。

○須永会長

これは、引き取っていただいて、検証の方、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

あとは、よろしいですかね。

では、報告事項第1号、「公共交通の最近の動きについて」は、ここまでとしたいと思います。

◎4 その他 報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○須永会長

続きまして、報告事項第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」について、説明をお願いいたします。

菊地主任、お願いします。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主任

それでは、報告事項第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

こちらが、今回御報告させていただく変更箇所の一覧でございます。

今回の報告事項は、現在、手続を進めております買取申出による変更に関するもので、「第225号生産緑地地区」「第228号生産緑地地区」「第229号生産緑地地区」の計3地区が、同一の主たる農業従事者であるため、まとめて出てきたものです。

また、買取申出箇所が解除された場合に、単独で生産地区の指定面積300平方メートルを下回る地区が発生することから、地区の統合、廃止も併せて表記しております。詳細については、概要図にて御説明いたします。

増減面積につきましては、変更前面積の、この下線部の合計で9,571平方メートルから、変更後面積は、6,359平方メートルとなり、3,212平方メートルの減少となります。

市内全域といたしましては、地区数が214地区から2地区減少の212地区へ。面積が、64.21ヘクタールから0.32ヘクタール減少の63.89ヘクタールとなります。

2ページを御覧ください。

こちらは、「第225号生産緑地地区」の概要でございます。

赤枠が、生産緑地地区の区域を示し、緑色が、今回、買取申出があった場所になります。黄色の区域は、市の買取り予定部分となり、青の矢印は、写真の方向を示しております。

農業の主たる従事者の死亡により、令和6年12月5日付けで生産緑地地区の買取りの申出がございました。その他、2地区についても同一の申請で出てきていますので、同じとなります。

これに対し、市は、「第220号生産緑地地区」「第222号生産緑地地区」「第225号生産緑地地区」は、向原公園の誘致距離内にあるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、令和6年12月26日付けで、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼いたしました。回答については、現在、待っている状態になっております。ほかの2地区についても同様です。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の地区の廃止をすることになります。

3ページを御覧ください。

現在、当該地に開発の構想届が出ており、その土地利用計画図です。こちらの事業者とは協議を進めておりました、この生産緑地地区の行為制限が解除されなければ、開発行為を進めることができないことは、向こうに伝えております。

4ページを御覧ください。

「第228号生産緑地地区」の概要でございます。こちらにつきましては、1,000平方メートル未満であることや、水久保公園の誘致距離内であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、赤色で塗り潰した区域、こちらは、「第229号生産緑地地区」の買取申出による、残る生産緑地の面積が225平方メートルとなり、単独で、1地区を有することができる300平方メートルを下回ってしまうことから、この「228号生産緑地地区」に追加するものです。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の区域と面積の変更を行います。

5ページを御覧ください。

「第229号生産緑地地区」の概要でございます。写真の日付が入っておりませんが、こちらは、令和7年1月22日に撮影したものとなっております。こちらにつきましては、道路整備課が黄色で塗り潰した区域を買収する旨、その他については、水久保公園の誘致距離内にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、青色で塗り潰した区域、先ほど「228号生産緑地地区」で御説明した部分で、単独で1地区を有することができないため、「229号生産緑地地区」を廃止し、「228号生産緑地地区」に統合するものです。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合につきましては、行為制限が解除され、地区の廃止をすることになります。

以上で、報告事項第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、報告を終わらせていただきます。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から御報告がありましたが、この件について聴いておきたいこと等がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

駒牧委員、お願いします。

○駒牧委員

5ページの「229号生産緑地地区」の、市の買取り予定部分ですけれども、道路整備課ということで、ここかなり見通しが悪くて、散々この路面で注意喚起の表示をしていただいているのですが、カーブミラーが付けられないということですが、これは広げる予定ということでもいいでしょうか。もし、広げるのであれば、どれくらい広げるのか教えてください。

○須永会長

野島主査、お願いします。

○事務局・野島道路整備課用地係主査

現在、拡幅に向けて地権者の方と交渉の方を進めているところでございます。

拡幅を予定する幅としましては、現況の道路が、約4メートルの幅になっておりますので、約2メートル幅で買い取らせていただいて、6メートル幅に拡幅する予定でございます。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今の場所、水久保公園の隣の場所ですけれども、今のところ構想届等が出ていないので、どうなのかということは、市としては、何の情報もないのかどうかということと。

仮に、例えば駐車場だとかというようなこともあるのかもしれませんが、そういったことも含めて、条例で対応できる部分と、そうではない場合があると思いますけれども、グランドレベル、道路との高さの違いが、案外、道路の方にいわゆるU字溝だとかL字溝に土が、風だとかいろいろな大雨のときに流れてくるということもあって、そこら辺、ある程度、グランドレベルを同じにさせていただくか、それ以下にさせていただくぐらいの方が、本当はいいのではないのかなと。農地であったところというのは、大体、盛土しているところが多いので、そこら辺どういう。盛土していた農地は大体、その上の部分、境にコンクリートか何か擁壁があったりするんでしょうけれども、今の時点ではどうされているのか、その点をちょっとお伺いしておきたいなと思います。

○須永会長

野島主査、お願いします。

○事務局・野島道路整備課用地係主査

現時点では、開発の構想届等も出ておりませんので、地権者様の方で、土地利用に関しては、検討しているところだと考えております。

今後、買取りの交渉等を進めさせていただく中で、今、お話いただいたような土の流出ですとか、そういったことに関しては、そういったことがないようにお願いしていく形で、交渉の方を進めていきたいと考えております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今までの経験も含めて、そういった、いわゆる市として、これは道路の方が特に影響があると思うのですが、下水、雨水管だとかそういうものに及ぼすようなことというのは、今まであったのかなかったのかも含めて、それが、今ある程度それを抑えられるような仕掛けなり、市の側の要請なりができるような仕組みが整っているのかどうか、その点に関してちょっと確認をしておきたいです。

○須永会長

塩味次長、お願いします。

○事務局・塩味都市建設部次長兼開発建築課長

もし、開発として開発の構想届が提出された場合ということでお答えさせていただきますが、下水道課といたしましても、雨水、いっ水という技術基準を持っていますので、土地の中で雨水を処理しなさいというような指導をしております。例えばブロック塀を設置して、周りにいっ水しませんですとか、そういった指導をして集水升に雨水を持っていく。それから、道路の方に水が出ないように、先ほど委員がおっしゃったとおりですね、グレーチングなどを設置して、宅地内で集水すると。このような指導をして、事業者にそのような施設を設置していただく。このような仕組みとなっております。

○須永会長

よろしいですか。もう1回。

では、田辺委員、お願いします。

○田辺委員

いわゆる流出抑制、雨水流出抑制ということで言ったときの、何か机上の計算にしかならないでしょうけれども、こういうふうに関係がどんどん少しずつ虫食的に進んでいくということによっ

て、そういった部分に関する、大きな開発であれば必ず貯留槽を作るなりなんなりというのは一般的にあるわけだけでも、少しずつそれが進んでいくという中で、根岸台というのは、今までは多分台地に水が浸透するという中でね、下の方では地下水がちゃんと、湧水がそこで湧き出るというような仕組みも整っていたと思うのですが、これだけどんどん開発が進んでくると、そこら辺にいろんな課題が、後になって出てくるのではないかなと。今も出てきているかどうかも含めてね、その点、ある程度そういう先回りして対応はできているというのであればいいのですが、そこら辺ちょっと気になる部分なので、お伺いしておきたいなと思います。

○須永会長

塩見次長、お願いします。

○事務局・塩味都市建設部次長兼開発建築課長

委員のおっしゃるとおり、宅地開発におきましては、下水道課の方でトレンチ、若しくは雨水の貯留槽の方を設置しておりますが、大体宅地開発ですと雨水貯留槽の設置がなかなか困難でございますので、浸透の方、トレンチの方で台地に戻すような施策を下水道の方でやっているところでございます。

○須永会長

宇野主査、お願いします。

よろしくお願いします。

○事務局・宇野みどり公園課みどり公園係主査

次のみどりの基本計画の関係でちょっと御説明させていただきますと、現在、改定に向けて作業をしている中で、朝霞市のグリーンインフラマップというものを、今作成に向けて作業を進めておりますが、実は、朝霞市の地下水というのは、どちらの方向に流れて行って、湧水があちこちにありますが、その地下水は、どこを起源にしているか、どこを守ればその湧水を守っていけるかというようなことも今、作業を進めているところでございますので、そういったものも踏まえながら、今後、民有地の開発についてどういったことができるのかなどについては、施策の一部として検討していきたいというふうに思います。

○須永会長

はい、田辺委員。

○田辺委員

ちょっと確認しますけれども、そうすると水久保公園は、元々は湧水を使った公園だったと思うのですが、今は湧いているのかどうかということと、その水久保公園が枯れることが有るのか、無いのかも含めて、その点に関してどういうふうには捉えているのか。

○須永会長

宇野主査、よろしく申し上げます。

○事務局・宇野みどり公園課みどり公園係主査

後で、調べて御報告させていただきます。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがですか。この件について。よろしいですかね。

では、報告事項第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」については、ここまでとしたいと思います。

◎4 その他 報告事項第3号 みどりの基本計画の改定について（経過報告）

○須永会長

続きまして、報告事項第3号「みどりの基本計画の改定について（経過報告）」の御説明をお願いいたします。

宇野主査、申し上げます。

○事務局・宇野みどり公園課みどり公園係主査

それでは、資料のA3、1枚ものになります、資料4を御覧ください。

現在、都市計画マスタープランの改定を行っております。また、みどりの基本計画におきましては、令和8年3月に終期を迎えることから、現在改定作業を進めているところでございます。

一番左のところを見ていただきますと、令和6年度に行った作業を記載しておりまして、⑥のところ、市民アンケート調査を実施し、今、結果等の公表を行ってまいりたいというふうに考えております。

現時点では、⑦の課題の整理を今行っているところでございまして、合わせて「⑩シンボルロードの緑地管理に関する方向性の検討」につきましては、樹木医の先生をお招きして、市民の参加を募りまして、現在検討を行っているところでございます。

令和7年度につきましては、11月の素案の作成を目指しまして、そこに書いてあるような作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、計画改定に当たった作業体制でございますけれども、一番下のところを見ていただければと思いますが、生物多様性市民懇談会を2回開催となっておりますが、実は2月18日に開催いたしましたので、令和6年度に3回開催して、御意見を伺っております。

また、一番下、庁内検討委員会につきましては、5回開催して、前回、課題等の整理について庁

内での周知を図っているところでございます。

緑化推進会議につきましては、3月13日の会議開催も含めまして、4回開催しているところでございます。

令和7年度につきましては、11月の素案の策定後、市民説明会を開催したり、市民コメントを実施し、年度内の改定を目指してまいりたいというふうに考えております。

本日、お配りしました、チラシの方につきましては、今週の土曜日になりますが、市民アンケート調査により抽出いたしました、今後のみどりのまちづくりに関しまして重要なテーマ、「身近な遊び場」「歩くことが楽しいまちづくり」「シンボルロードの緑地管理」の三つをテーマとして、市民の方から御意見を頂く予定としております。

説明は、以上でございます。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

ただいま、事務局から御報告がありましたが、この件について聴いておきたいことなどがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、田辺委員をお願いします。

○田辺委員

別のところで、緑被率の話をちょっとしたかと思うのですが、樹冠被覆というか、むしろ木陰を覆うような、そういったものも基準としてね、あってもいいんじゃないかというような話もしましたが、そういった議論があったのかどうかということと、緑被率自体がどういう今傾向にあるのか、そこら辺。緑被率の絡みの冊子ももう作っているんですかね。その点、緑被率の結果報告のような、別のあれが確かあったかと思うのですが、その点に関して確認をします。

○須永会長

宇野主査、お願いします。

○事務局・宇野みどり公園課みどり公園係主査

基本的に樹冠、航空写真でのものになりますので、基本的には樹冠でのデータになります。

全体的な緑につきましては、やはり、旺盛な開発事業に伴いまして、緑の量的には減っているというような状況になっておりまして、基本的なデータといたしまして、庁内検討委員会であるとか生物多様性市民懇談会、それから緑化推進会議に検討いただくデータとして、提出させていただいております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今お答えいただいた緑被率というのは、本来は農地も含めた、あるいは、別に木陰じゃなくても緑のうちに入っているはずなので、そういうものと、実際に木陰になるような、樹冠の木陰を作っているようなものというのは、それは、もちろん航空写真でもいいんですけども、樹冠被覆に関しては、今までは、そういった統計は取っていないと思うので、緑被率の統計というのは、当然、農地も含めた、河川敷も含めて、そういうのも入れたものが多分緑被率だったと思うので、そこら辺はちゃんと区別した上で、今後の考え方として樹冠被覆の状況というものを、これからはちゃんと年度ごとなり3年に一度なりの調査の中で残していく必要があるのではないかとということで、お伺いしているんですね。そこをちょっと区別した形で、お答えいただけますか。

○須永会長

菊地主任、お願いします。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主任

今御質問がありました樹冠の被覆率につきましては、航空写真で、例えば樹木に対しての何%という形での投影としてやっておりますので、全体的な緑被率といたしましては、例えば水辺や農地というものも含まれますが、抽出方法といたしましては、そういった樹木樹林だけの比率ということも出すことが可能となっております、そういうのも含めながら、今後のみどりの基本計画の課題を抽出しながら、現在進めているところになります。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

寺川委員、お願いします。

○寺川委員

今、ちらしでいただきました「みどりの基本計画策定に向けたワークショップ」、この掲示というお知らせ方法ですけれども、この表で行きますと「広報等で募集」というふうに書かれているかと思うのですが、具体的には、広報あさかのことでしょうか。

○須永会長

菊地主任、お願いします。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主任

広報あさかの方に掲載してあります。また、そのほかにもホームページや都市建設でやっているインスタグラムの方を使用しながら、周知の方を図っております。以上です。

○寺川委員

ありがとうございます。

それに続けてということなのですが、ホームページとインスタグラムということですが、街を歩いていますと、駅前ですとか、私がかかっているところだとTMGですとか、東弁財の坂を上るところにも掲示板があると思うのですが、あの掲示板は、市役所のものであれば、そういったところにこういうのは。私、結構掲示板をよく見て、ああこういうのがあるんだったら応募しようとかしているのですが、インスタグラムとかホームページですと、やはりどうしても、そういうモバイル系のをやられない方は見なかったりとかするかと思うのですが、そういうのは、されるのかな。もし、されないのであれば、是非、そういう掲示板などを活用していただくとうれしいなと思いました。

○須永会長

宇野主査、お願いします。

○事務局・宇野みどり公園課みどり公園係主査

掲示板は、市が管理しているもので、こういったものを貼るのが主な役目になりますので、地域性も踏まえてですね、例えば全域に貼るかとかいろいろな課題はありますけども、みどりの基本計画は市全体に関わることでありますので、貼れる限り掲示してまいりたいというふうに考えております。

○寺川委員

よろしく願いいたします。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

今の最後の御指摘は、やっぱり大事なことだと思います。インターネットの環境を使ったものが最近は多いですけども、やっぱり掲示板というのも有効なツールだと思いますので、古くからあるものについても活用いただければと思います。

以上で、報告事項第3号「みどりの基本計画の改定について（経過報告）」を終了したいと思います。

◎5 閉会

○須永会長

本日予定されている議事の内容は、以上となりますが、最後に事務局の方から連絡事項等がございますでしょうか。

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日、机上的の方に配付させていただきましたが、次回、ちょっと間が短いのですが、3月12日の水曜日に次回の都市計画審議会の方を予定してございます。

こちらの3月12日の内容につきましては、都市計画マスタープランの策定について、1件のみの議題という形で皆様に御審議していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。また、場所の方が、ちょっと会議室の関係で市役所庁舎内の会議室が確保できませんでしたので、市民会館の方に場所が変わりますのでお気を付けください。

今、寺川委員からお話がありましたが、こちらの都市計画マスタープランを作っている方もですね、今後ワークショップ等が入っていく段階になりますので、是非、掲示板等も活用しながら、やはり市全域に関わってくることだと思っておりますので、今の流行りのモバイルだけではなく、そういういろんな方たちをケアできるような方法で周知の方も進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

連絡事項につきましては、以上となります。

○須永会長

ありがとうございました。次回は、会議の開催場所にお気を付けくださいということですね。

本日の議事は、全て済みしましたので、進行を事務局の方にお戻ししたいと思います。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

それでは、以上をもちまして、令和6年度第4回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。